

鶴ヶ島市 スポーツ施設利用における遵守事項

(違反した場合は、使用許可を取り消し、利用を中止することがあります)

< 利用者が遵守すべき事項 >

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合
- マスク（品質の確かな、できれば不織布）を持参し、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

< 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点 >

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない時間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること
(介助者や誘導者の必要な場合を除く) (※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当
 - 強度が高い運動・スポーツにおいては、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること
- 位置取り：「走る」「歩く」運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線ではなく、並走あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人とできる限り2mを目安に最低1mの距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること
(飲食時以外はマスク着用を徹底)
- 同じトング等での大皿の取り分けや回し飲みはしないこと
- 指定場所は換気を十分に行うこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること